

鶴巻訪問看護ステーションはだの運営規程（医療保険）

（事業の目的）

第1条 医療法人社団三喜会が開設する医療法人社団三喜会 鶴巻訪問看護ステーションはだの（以下『事業所』という。）が行なう訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員および管理運営に関する事項を定める。この事業は疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、主治医が訪問看護の必要と認めた高齢者などに対し、看護師等が訪問して、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保険サービスとの連携、提携をはかり、在宅要援護者の生活の質の向上を図る事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 訪問看護の実施にあたっては、地域の医療、保健福祉サービス、居宅支援事業者、関係市町村との密接な連携に努め、協力と理解の元に適切な運営を図るものとする。

（事業所の名称）

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団三喜会 鶴巻訪問看護ステーションはだの
- 2 所在地 神奈川県秦野市本町三丁目9番43号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務看護師）
 - ① 主治医との連絡調整及び報告
 - ② 訪問看護師の管理
 - ③ 訪問看護の知識・技術の質を向上させる為の助言指導教育
 - ④ 利用者へのサービスの査定
 - ⑤ 利用者の看護方針、手順の作成
 - ⑥ 利用者の記録保存・管理・開示
 - ⑦ 関係機関との連絡調整
 - ⑧ 事業計画・備品管理・衛生管理
- 2 訪問看護職員 10名以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 6名以上
 - ① 訪問看護計画の作成及び訪問看護の実施・評価
 - ② 訪問看護実施内容の記録及び報告
 - ③ 必要に応じ主治医への報告及び連絡調整・報告書の提出
 - ④ 関係機関との連携
 - ⑤ 事業所運営への協力

（営業日、営業時間及び24時間対応体制等）

第5条 1 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日

月曜日から土曜日及び祝日とする。（祝日は営業するが、12月30日より1月3日までを除く。）

（2）営業時間

午前9時00分から午後5時30分までとする。

（3）サービス提供時間

午前9時00分から午後5時30分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常時、24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡、相談に対応し必要時訪問を行う。

（訪問看護の提供方法）

第6条 1 提供方法は、次のとおりとする。

- （1）利用者が主治医に申し出て、主治医が当事業所に交付した訪問看護指示書（以下、「指示書」という。）により、看護師等が利用者を訪問して看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- （2）利用者又は家族から当事業所に直接連絡があった場合は、主治医に連絡をし、指示書の交付の確認をする。

- (3) 利用者に主治医がいない場合は、当事業所から、秦野・伊勢原医師会又は、秦野市福祉部国保年金課に調整等を求めて対応する。
 - (4) 居宅介護支援専門員・医療機関・行政からの依頼の場合は、主治医の指示書の交付の確認を行い、実施する。
- 2 いずれの場合も、当事業所の重要事項説明書・契約書・個人情報使用同意書及び、看護の内容や利用料金、訪問回数などを利用者または家族に説明し、同意のうえ訪問を開始する。

(サービスの内容)

第7条 1 サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 病状の観察とバイタルサインチェック（血圧、体温、脈拍、呼吸等）
- ② 清拭、洗髪、整髪等の清潔援助
- ③ 褥瘡の予防、処置、
- ④ 体位交換
- ⑤ 医療器具装着（カテーテル類）、人工呼吸器装着等への医療的管理処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 排泄の援助、排泄のコントロール
- ⑧ 家族への介護指導及び介護の相談
- ⑨ その他医師の指示による処置

2 サービスの回数と時間

(1) 医療保険の対象者

- ① 週3回までの訪問とする。また、1回の訪問看護時間は、おおむね30分から1時間半程度とする。
- ② 「厚生労働大臣が定める疾病等」「特別管理加算」「特別訪問看護指示書」の対象者は回数の制限はなしとする。特別訪問看護指示書は一月に1回、交付日から14日間に限る。但し、気管カニューレを使用している状態にある者、真皮を超える褥瘡のある者に対しては一月に2回に限り交付することができる。

(利用料)

第8条 利用料金等は次のとおりとする。

- 1 主治医がその治療の必要につき省令で定める基準に適合していると認められた方には、利用料金は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。
- 2 要支援・要介護の認定を受けていない方で、後期高齢者医療証をお持ちの方は、1日につき基本利用料として、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する厚生労働大臣が定める額を徴収する。交通費は別添のとおりとする。
- 3 加算料金等については別添のとおりとする。
- 4 その他の利用料金は次のとおりとする。
 - ① 利用者の申し出による休日の訪問看護利用料金は、別添とする。
 - ② 利用者の申し出による長時間に当たる訪問看護料は、1回の訪問で90分を超える看護がなされた場合には、30分毎に1,650円とする
 - ③ 利用者の死後の処置に伴う費用は22,000円とする。
 - ④ サービス利用日に当日キャンセルされた場合(ご利用者様の容態や緊急等やむを得ない事情のある場合は除く)は1,100円とする。
- 5 利用料金は原則として金融機関の自動振替とする。それ以外の場合は訪問時に訪問看護師等が受領し、その場で領収書を発行する。

(事業実施地域)

第9条 事業所がサービスを提供する通常の実施地域は、秦野市とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 1 緊急時における対応方法を主治医、利用者家族と確認をして訪問看護を開始する事とする。

- 2 訪問看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、主治医の指示のもとで適切な措置を行うものとする。
- 3 主治医への連絡が困難な場合は、指示書に記された緊急連絡先に連絡し必要な処置を講ずるものとする。
- 4 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。

- 5 利用者の病状及び、当事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な訪問看護を提供する事が困難であると認めた場合は、主治医及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、他の訪問看護事業者を紹介する等の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止に関する責任者は管理者とする。
- 2 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施（年 1 回）
- 3 事業所は、居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条 1 事業所は、社会的使命を認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時 1 ヶ月以内の研修、採用後 1 年以内の研修の他、継続研修として最低年 2 回以上実施。
- 2 相談・苦情については、相談苦情対応マニュアルに沿って、管理者が対応する。
- 3 事業所の訪問看護師やその他職員は、正当な理由が無くその業務上知り得た利用者・家族等の秘密を現職中も退職後も漏らしてはならない。
- 4 事業所の会計は、他の会計と区分し、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の会計期間とする。
- 5 事業所の運営規定の概要や勤務体制及び料金表などサービスの選択に必要な重要事項は事業所内に自由に閲覧可能な形で備え置くものとする。
- 6 訪問看護師等はサービス提供を利用者に強要又は金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 7 事業所は、運営を行うための広さと訪問看護の提供に必要な設備及び備品、会計に関する諸記録の設備を行う。また、訪問看護計画書、訪問看護報告書、医師の指示書、訪問看護提供の記録に関する記録設備、**身体的拘束等の態様及び時間・その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**を、完結の日から 2 年間保存しなければならない。
- 8 事業所は、自ら提供した訪問看護サービス等に対する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応する。
- 9 事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに主治医、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 10 事業所は職員の健康診断・清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。また設備及び備品等について衛生的な管理を行います。
- 11 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団三喜会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 12 月 16 日から施行する。

平成 20 年 8 月 20 日改定	平成 26 年 4 月 1 日改定	2018 年 11 月 16 日改定
平成 21 年 4 月 1 日改定	平成 26 年 5 月 31 日改定	2018 年 12 月 17 日改定
平成 22 年 2 月 1 日改定	平成 26 年 6 月 1 日改定	2019 年 1 月 1 日改定
平成 22 年 5 月 1 日改定	平成 26 年 6 月 3 日改定	2019 年 3 月 16 日改定
平成 23 年 8 月 1 日改定	平成 26 年 6 月 11 日改定	2019 年 4 月 1 日改定
平成 23 年 8 月 18 日改定	平成 26 年 9 月 1 日改定	2019 年 6 月 1 日改定
平成 23 年 10 月 1 日改定	平成 26 年 12 月 1 日改定	2020 年 2 月 1 日改定
平成 23 年 12 月 16 日改定	平成 27 年 2 月 1 日改定	2020 年 4 月 1 日改定
平成 24 年 8 月 1 日改定	平成 27 年 4 月 1 日改定	2020 年 11 月 1 日改定
平成 24 年 9 月 7 日改定	平成 27 年 10 月 1 日改定	2021 年 4 月 1 日改定
平成 24 年 9 月 29 日改定	平成 27 年 12 月 14 日改定	2021 年 7 月 1 日改定
平成 24 年 11 月 1 日改定	平成 28 年 4 月 1 日改定	2021 年 10 月 1 日改定
平成 25 年 1 月 4 日改定	平成 28 年 8 月 1 日改定	2024 年 6 月 1 日改定
平成 25 年 1 月 10 日改定	平成 28 年 10 月 1 日改定	2025 年 4 月 1 日改定
平成 25 年 3 月 29 日改定	平成 28 年 12 月 1 日改定	
平成 25 年 4 月 1 日改定	平成 29 年 10 月 1 日改定	
平成 25 年 5 月 1 日改定	平成 29 年 12 月 1 日改定	
平成 25 年 7 月 1 日改定	平成 30 年 2 月 1 日改定	
平成 25 年 9 月 1 日改定	2018 年 4 月 1 日改定	